

申請に対する処分

処分名	生活支援移送サービス事業利用の決定
根拠法令	奄美市生活支援移送サービス事業実施要綱
所管課	高齢者福祉課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

地域ケア会議において、この事業によるサービスを受けることが必要と判断された次に掲げる者

ア 介護保険の要介護認定の結果自立と認定された高齢者のうち、家に閉じこもりがちなもの

イ その他事業によるサービスの利用が真に必要と認められるおおむね65歳以上の高齢者

(2) 申請の方法

生きがい対応型デイサービス利用申請書を提出する。

(3) 許認可等の要件

上記(1)の要件に該当している者

2 標準処理時間

30日